

# 市民による行政評価制度 「市民行政アセス」 報告書

— 令和2年度 評価結果 —  
【教育委員会実施分】



令和3年9月

千歳市市民評価会議

# 1 市民による行政評価制度「市民行政アセス」の評価結果

## (1) 評価におけるポイント

各施策は、次の項目をポイントに評価を行いました。

- ①「市民が満足する取組となっているか」
- ②「市民協働による実施が可能であるか」
- ③「施策目標の達成状況は順調か」
- ④「事業内容は市民ニーズに合致しているか」
- ⑤「評価表の記載内容について改善は必要か」
- ⑥「市民が求める情報提供が行われているか」

※ 評価及び理由・意見については、新型コロナウイルスの影響を踏まえたもの（新型コロナウイルスへの対策等）としておりません。

## (2) 評価全般に関する意見

- ① 「成果指標」の設定について、毎年測ることができない、サンプルが限定的である、その時々々の事象に影響される等のアンケート調査を基にしているものや、市民の期待に即さないものなど、指標の設定や目標数値が適正ではないと思われるものが見受けられる。必要に応じて指標のみならず必要な実績やデータを参考として提示するなど、成果を正しく伝えるための工夫をしていただきたい。
- ② 実施している取組や内容が市民全体に伝わっていないものが見受けられる。各担当課の実施している取組について広く市民にわかりやすく伝える工夫をお願いしたい。
- ③ 各施策は他の施策とも繋がっており、それぞれの施策や事業の目標を達成するためには、個々の施策や担当課だけでなく、枠を超えた連携が必要となってくると思われるので、施策や担当課の垣根を越えた取組に期待したい。
- ④ 新型コロナウイルスの感染により、市民生活や社会環境への影響が続くことを念頭に置き、各施策は必要に応じて本評価の結果によらず、事業の拡充とコストの重点化を必要に応じて適切に実施していただきたい。

## (3) 市民評価会議の評価結果

市民評価会議では、一次評価の妥当性及び施策の今後の展開・事業の見直し等について、「事業構成の妥当性」、「施策の成果・進捗状況」及び「総合評価（部次長評価）」に基づいて、「総評」及び「今後の方向性」の評価を行いました。

その結果、評価対象となった教育委員会が実施する2施策のうち、施策内容の方向性は、『拡充』が1施策、『維持』が1施策、実施コストの方向性は、『重点化』が2施策となりました。

#### (4) 各施策に関する評価結果

##### ① 「特別支援教育の充実」

#### 市民行政アセス（市民評価会議）評価結果

<p>総 評</p>	<p>一次評価については、担当課とのヒアリングを通じて、実施内容・評価内容を確認した結果、妥当であると判断する。</p>	
<p>の 施 策 内 容 の 方 向 性</p>	<h1>維 持</h1>	<p>拡 充：事業内容を拡大・充実させる。</p>
		<p>維 持：現在の水準を維持する。</p>
		<p>縮 小：事業を縮小する。</p>
<p>の 実 施 コ ス ト の 方 向 性</p>	<h1>重点化</h1>	<p>重点化：事務事業のコストの重点化を図る。</p>
		<p>維 持：事務事業のコストは現状を維持する。</p>
		<p>効率化：事務事業のコストを抑制する。</p>
<p>理 由 及 び 意 見</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>理 由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育は、共生社会を築くうえで重要な施策であり、モデル事業実施を契機に独自の教育環境整備や小学校入学前から中学校卒業後まで関係機関との連携による一貫した支援の取組を行っていることが評価できる。</li> <li>● 現在実施している児童生徒に対する個別・長期的な自立支援の内容を維持しつつ、対象児童生徒の増加に伴う実施コストについては重点化を行うべきである。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>意 見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同等の教育の機会を受ける権利を得られるように事業の推進に努めて欲しい。</li> <li>● 地域共生社会を広く住民に理解していただく施策でもあるため、他部局と協働した市民理解を得る試みを実施して欲しい。</li> <li>● 一方、地域共生社会は社会的包摂の概念が重要となっており、地域社会との融合を目指した取組の推進が必要である。</li> <li>● 成果指標は「満足」、「やや満足」に「普通」を加えた数値となっているほか、特別支援教育全体を測っており正確な評価が見えず指標の見直しが必要である。</li> </ul> </div>	

② 「郷土資料の公開と活用」

市民行政アセス（市民評価会議）評価結果

<p>総 評</p>	<p>一次評価については、担当課とのヒアリングを通じて、実施内容・評価内容を確認した結果、妥当であると判断する。</p>	
<p>の 施 策 内 容 の 方 向 性</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">拡 充</p>	<p>拡 充：事業内容を拡大・充実させる。</p>
		<p>維 持：現在の水準を維持する。</p>
		<p>縮 小：事業を縮小する。</p>
<p>の 実 施 コ ス ト の 方 向 性</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">重点化</p>	<p>重点化：事務事業のコストの重点化を図る。</p>
		<p>維 持：事務事業のコストは現状を維持する。</p>
		<p>効率化：事務事業のコストを抑制する。</p>
<p>理 由 及 び 意 見</p>	<p><b>理 由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 埋蔵文化財の保護とその公開について、長年の取組の成果がイコモス勧告に結びついたものと考えられ評価できる。</li> <li>● 今後は利用価値の創出や市民理解の醸成に向けて更なる事業推進が重要であるとともに、その費用についても重点化する必要がある。</li> </ul> <p><b>意 見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キウス周堤墓群の魅力や価値創出に向け、他自治体との更なる広域的な関係構築に努めることが重要である。</li> <li>● 市民協働を進めるなど、市民の理解を高め、市民と共に推進する施策展開が必要である。</li> <li>● 観光資源としての利活用など新たな取組みを検討して欲しい。</li> <li>● キウス周堤墓群に限らず、他の史跡・遺跡、支笏湖、アイヌ文化、グリーンツーリズム等、庁舎内外の連携した取組を行うべきである。</li> </ul>	

(5) 各施策評価表

各施策の施策評価表は、別表のとおり

# 令和2年度 施策評価表（令和3年度 評価実施）

# 施策①

基本目標	学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち	展開方針	小中学校教育の充実	施策番号
施策CD	400340	施策名	特別支援教育の充実	78
担当課	教育部学校教育課	評価者	教育部長 千田 義彦	
関係課（組織順）				

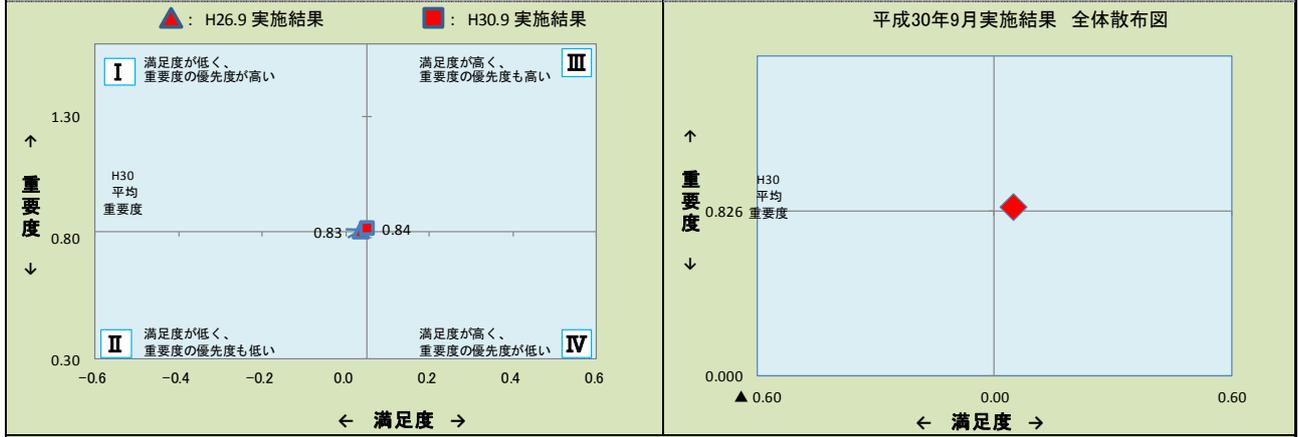
## 1 施策の意図及び現状分析

**目指すこと** 障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりのニーズに合った特別支援教育の充実を図ります。

(1) 取組の方向	実施状況	該当する事務事業	令和2年度取組概要	備考
1 障がいのある子どもたちの適切な就学先について、教育支援委員会の判定により、保護者と相談しながら自立と社会参加に向けた適正な就学先を確保します。	実施中	・特別支援教育事業 ・小学校特別支援学校等就学者支援事業 ・中学校特別支援学校等就学者支援事業	教委教育支援委員会の答申（129件）に基づき、保護者と就学相談を行い適正な就学先を確保した。援助金等を支給し保護者の経済的負担を軽減した。	
2 特別支援教育体制の充実を図るため、特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパー等の必要な人員の適切な配置に努めます。	実施中	・特別支援教育事業 ・特別支援教育体制推進事業費	児童生徒ヘルパー32名、特別支援教育支援員45名を必要な学校に配置した。	
3 早期からの一貫した教育支援を進めるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図ります。	実施中	・特別支援教育体制推進事業費	「個別の指導計画」については、対象となる児童生徒全員に作成した。	
4 特別支援学校の教育相談や専門家チームによる巡回相談の活用など関係機関との連携を図り、支援体制の充実に努めます。	実施中	・特別支援教育体制推進事業費	主査による巡回相談114回、専門家チームによる巡回教育相談81回実施した。	
5				
6				

## (2) 千歳市民まづくりアンケート調査結果（千歳市での暮らしについての「満足度」と「重要度」）

まづくりアンケートの項目名：20. 障がいのある児童などの教育環境



## アンケート結果の比較分析

比較分析の表	
--------	--

(3) 施策分野の現状と課題													
現状と課題													
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は、国の「特別支援教育推進体制モデル事業」の実施を契機に、平成15年度から軽度発達障がいのある児童生徒が在籍する学校(通常学級)の教育活動を支援することを目的として、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教育委員会における専門家チームの設置及び巡回相談の実施など、様々な体制整備を行ってきた。また、学校現場の体制整備と並行して、障がいのある児童生徒が切れ目なく一貫した適切な指導や必要な支援を受けるために、保護者や関係機関と児童生徒の状況や教育的支援の目標や内容等を情報共有するためのツールとして「個別的教育支援計画(通称:イエローファイル)」の作成や活用を推進し、学校や保護者の特別支援教育に対する理解が深まってきている。</li> <li>平成25年度には、北進小中学校を専門性の高い教育を実践する「センター校」と位置づけ、当該校が特別支援教育の中心的役割を担うとともに、市内をブロック化(鉄北・鉄南・向陽台地区)し、対象児童生徒数や施設面などの条件を考慮した上で、各ブロックの学校の中から「ブロック校」を指定し、特別支援学級を設置してきた。この「センター校」と「ブロック校」の「拠点校方式」により、障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けて集団生活の中で友人関係を構築し、切磋琢磨することで社会性を養う「特別支援教育」を推進してきた。</li> <li>特別支援学級対象児童数の増加に伴う施設の狭隘化解消のため平成31年度に高台小学校(鉄北)と信濃小学校(鉄南)に特別支援学級を開設し、令和2年度には、小中連携・小中一貫教育推進のため令和2年度に青葉中学校(鉄北)と北斗中学校(鉄南)に特別支援学級を開設し特別支援教育の充実を図ってきた。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学級の対象児童生徒数の増加に伴い、本市が推進している1学校当たり10名程度の小集団による教育の維持が難しくなっていることや、現在も施設が狭隘化している学校がある。</li> <li>対象児童生徒の増加に応じた児童生徒ヘルパー及び特別支援教育支援員の継続した適正配置による支援体制の充実。</li> </ul>													
2 成果指標の達成状況													
「前年度との比較」 R1実績値とR2実績(見込)値との比較				「R2目標達成見込」									
◎:よくなった、○:維持、×:悪くなった、—:比較ができない				◎:目標達成に向け順調に推移、△:目標達成が遅れる可能性有、×:目標達成は難しい									
成果指標	指標名	指標の内容	単位	基準値	H27 現状値	R2 目標値	実績(見込)値					前年度 との比較	R2目標 達成見込
							H28	H29	H30	R1	R2		
1	特別支援教育に関する市民の満足度	市民アンケートで「障がいのある児童などの教育環境」に満足・やや満足・普通と回答した人の割合	%	70.2	81.0	80	—	—	80.8	—	—	—	◎
	<p>成果指標1の推移</p>												
2													
3													
4													
5													
参考指標													

3 施策を構成する事務事業の評価		「種類」事務事業の種類						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業：市民・団体等に対し市が独自に実施する事業</li> <li>・施設管理事業：市の施設、道路、公園、河川等の維持管理事業</li> <li>・経常的事務：法令等による義務的事務、内部管理事務、市有地等管理事務</li> <li>・ハード事業：市の施設や道路の建設等、社会資本整備事業</li> <li>・法定受託事務：地方自治法に定められた法定受託事務（本来は国・北海道が行う事務を市が請け負っている事務）</li> </ul>						
番号	事務事業名 担当課係	種類	事務事業の内容	施策目標を達成するための取組			事業費(千円)	
				現状と課題、施策目標達成に向けた改善案等	施策における優先度貢献度	今後の方向性	予算	直接経費のみ
1	特別支援教育事業	自主事業	障がいのある児童生徒の適正な就学先の確保、並びに特別支援学級に児童生徒ヘルパーを配置し教育活動の充実を図る。	・障がい児教育相談員を1名配置し、就学相談及び教育支援委員会の判定に基づく障がいのある児童生徒の適正な就学先の確保をしている。 ・特別支援学級に児童生徒ヘルパーを配置している。対象児童生徒数に合わせ継続した適正配置が必要。	非常に高い	拡大	R2	1,969
	教育部学校教育課特別支援教育係						R3	1,665
2	特別支援教育体制推進事業費	自主事業	通常学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒への支援、並びに、教員の専門性の向上を図り特別支援教育体制を整備・推進する。	・主査及び専門家チームが巡回して児童生徒の検査、面談等実施し小中学校の特別支援教育体制を支援している。・「個別的教育支援計画」等の作成を推進している。・通常学級に特別支援教育支援員を配置している。対象児童生徒に合わせ継続した適正配置が必要。	非常に高い	拡大	R2	2,112
	教育部学校教育課特別支援教育係						R3	1,900
3	小学校特別支援学校等就学者支援事業	自主事業	障がいに配慮した適切な教育を受けるために、就学にかかる経費や交通費(ガソリン代、バス代)を補助することにより、経済的な負担を軽減し、均等な教育機会を確保する。	・特別支援学級等に在籍する児童の保護者に通学費及び援助金を支給し、保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励に寄与している。 ・対象者数の増加による支給額増。	高い	現状のまま継続	R2	9,169
	教育部学校教育課特別支援教育係						R3	10,255
4	中学校特別支援学校等就学者支援事業	自主事業	障がいに配慮した適切な教育を受けるために、就学にかかる経費や交通費(ガソリン代、バス代)を補助することにより、経済的な負担を軽減し、均等な教育機会を確保する。	・特別支援学級等に在籍する生徒の保護者に通学費及び援助金を支給し、保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励に寄与している。 ・対象者数の増加による支給額増。	高い	現状のまま継続	R2	3,621
	教育部学校教育課特別支援教育係						R3	4,347
5							R2	
							R3	
6							R2	
							R3	
7							R2	
							R3	
8							R2	
							R3	
9							R2	
							R3	
10							R2	
							R3	
事業費		R2予算額	直接経費	16,871 千円				
			市民一人当たりコスト	174 円				
		R3予算額	直接経費	18,167 千円				
			市民一人当たりコスト	187 円				

4 施策の評価

<p>「事業構成の妥当性」</p> <p>A: 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)。                  B: おおむね効果的な事業構成である(一部見直し等の余地がある)。                  C: あまり効果的な事業構成ではない(見直し等の余地が大きい)。</p>	<p>「施策の成果・進捗状況」</p> <p>A: 十分な成果が得られている(進捗状況は順調である)。                  B: おおむね成果が得られている(進捗状況はおおむね順調である)。                  C: 期待した成果が得られていない(進捗状況は遅れている)。</p>	<p>「施策内容の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため)                  拡充: 事務事業内容を拡大・充実させる。                  維持: 事務事業内容の水準を維持する。                  縮小: 事務事業内容を縮小する。</p>	<p>「実施コスト(=予算、人件費)の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため)                  重点化: 事務事業のコストの重点化を図る。                  維持: 事務事業のコストは現状を維持する。                  効率化: 事務事業のコストを抑制する。</p>
--	--	---	---

(1) 施策内容の評価(事業構成の妥当性と施策の成果・進捗状況)

①事業構成の妥当性

A

評価理由・問題点

①事業構成の妥当性  
 特別支援教育においては、個に応じた適切な指導及び支援を受けることによって効果的な成長が期待できることから、適正な就学先で早期から教育を受けることが重要である。そのため、教育支援委員会の判断・判定に基づく相談員による就学相談や「個別の教育支援計画」の作成と活用のほか、保護者の経済的負担を軽減し、障がいのある児童生徒の教育機会の確保が必要である。  
 また、学校において特別支援教育を実践するに当たり、教職員のみでは人手が足りず、対応が行き届かないこともあるため、児童生徒ヘルパー及び特別支援教育支援員の配置による人的支援が必要であるほか、対応が難しいケース及び経験の少ない教員のサポートのために専門家チームが巡回相談を実施し、質の高い特別支援教育を維持することが重要である。以上のことから、事業の構成として妥当と考える。

②施策の成果・進捗状況  
 ・「取組の方向2」では児童生徒ヘルパーや特別支援教育支援員を継続的に配置し支援体制の充実を図っている。また、「取組の方向4」では、特別支援学校の教育相談や主査、専門家チームによる巡回相談の活用などにより学校における支援体制の充実が図られている。

② 施策の成果・進捗状況

A

(2) 総合評価(上記①・②の評価結果を踏まえた部次長評価)

①施策内容の方向性

拡充

②実施コストの方向性

重点化

総合評価に係る評価理由・所見など

障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりのニーズに合った特別支援教育の充実を図るために、早期から適切な支援が行われることが重要であり、そのために適正な就学先の確保や学校における支援体制が必要であることから妥当な事業構成となっている。

特別支援学級及び通常学級における発達障がいのある児童生徒の対応を含め対象児童生徒は増加しており、特別支援教育に対するニーズは高まることが予想される。これまでセンター校とブロック校による「拠点校方式」で特別支援学級を開設してきたが、対象児童生徒の増加に伴い小集団の維持や施設狭小化の課題を解消するため全校配置へ方針を転換し、教育環境の充実を図ることとした。今後も現状の水準を維持していくためには、児童生徒数に合わせた児童生徒ヘルパー及び特別支援教育支援員の適正な継続配置、並びに、教員の専門性の維持・向上、さらに専門家チームの巡回相談等の活用により、学校における特別支援教育体制の充実を図っていく必要がある。

\*\*\*\*\*

市民行政アセス(市民評価会議)

(1) 総評	一次評価については、担当課とのヒアリングを通じて、実施内容・評価内容を確認した結果、妥当であると判断する。
(2) 総合評価	理由・意見
①施策内容の方向性	理由 ・ 特別支援教育は、共生社会を築くうえで重要な施策であり、モデル事業実施を契機に独自の教育環境整備や小学校入学前から中学校卒業後まで関係機関との連携による一貫した支援の取組を行っていることが評価できる。 ・ 現在実施している児童生徒に対する個別・長期的な自立支援の内容を維持しつつ、対象児童生徒の増加に伴う実施コストについては重点化を行うべきである。
②実施コストの方向性	意見 ・ 障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同等の教育の機会を受ける権利を得られるように事業の推進に努めて欲しい。 ・ 地域共生社会を広く住民に理解していただく施策でもあるため、他部局と協働した市民理解を得る試みを実施して欲しい。 ・ 一方、地域共生社会は社会的包摂の概念が重要となっており、地域社会との融合を目指した取組の推進が必要である。 ・ 成果指標は「満足」、「やや満足」に「普通」を加えた数値となっているほか、特別支援教育全体を測っており正確な評価が見えず指標の見直しが必要である。
①施策内容の方向性	維持
②実施コストの方向性	重点化

# 令和2年度 施策評価表〈令和3年度 評価実施〉

# 施策②

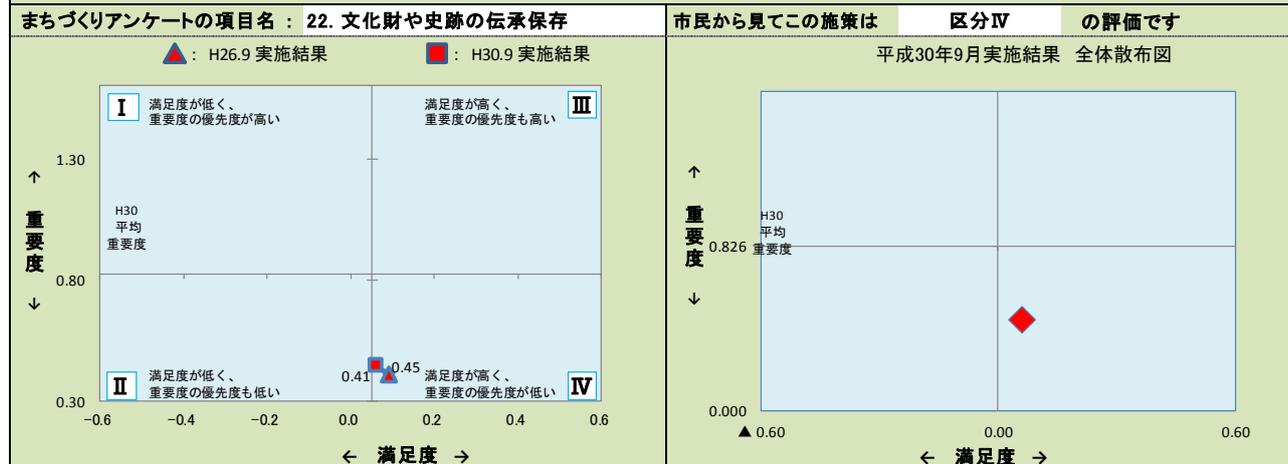
基本目標	学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち	展開方針	文化財の保護と活用	施策番号
施策CD	400720	施策名	郷土資料の公開と活用	89
担当課	教育部埋蔵文化財センター		評価者	教育部長 千田 義彦
関係課(組織順)				

## 1 施策の意図及び現状分析

**目指すこと** 千歳市の個性豊かな自然、歴史、文化とのふれあいを通じて、より多くの市民が郷土への意識を高めることを目指し、郷土資料等を収集・調査し、公開と活用を図ります。

(1) 取組の方向	実施状況	該当する事務事業	令和2年度取組概要	備考
1 郷土の自然、歴史、文化にふれ、学ぶことができる場の整備に努めます。	実施中	文化財普及啓発事業	○「縄文文化」体験学習会の実施 ・勾玉づくり、史跡見学会、縄文まつり：21回開催、参加者366人	
2 市民が自然や歴史、文化を知ることにより、郷土を考える機会を拡充します。	実施中	文化財普及啓発事業	○公開講座の開催 2回開催、参加者延べ52人 ○広報資料 ・キウス周堤墓群パンフレット製作：日本語版6,000部、外国語版(英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語)各500部、子ども版3000部 ○ウェルカムコーナー：埋文センター玄関内での出土文化財展示(2回更新)	
3 郷土の自然史資料、歴史・民族資料、開拓資料等の文化財の収集・調査・管理を行い、公開と活用を図ります。	一部実施	文化財普及啓発事業	○埋蔵文化財センター常設展示 ・開室239日、観覧者1,236人 ○企画展の開催 ・「あなたのそばの遺跡たち 千歳市内の遺跡紹介 ―蘭越・真々地区編―」：開室61日、観覧者230人)	
4 指定史跡の保存・管理を行い、後世に伝えらるとともに公開と活用を図ります。	一部実施	指定史跡保存管理業務	○美々貝塚保存施設の一般公開 ・開館186日、見学者129人 ○指定史跡3件の草刈り、枯損木等の処理、清掃等を実施。	
5 国指定史跡キウス周堤墓群の施設整備を行い、公開・活用の取組を進めます。	一部実施	国指定史跡整備事業	○保存活用計画 ・計画決定、文化庁認定、計画書印刷 ○整備基本計画 ・検討委員会の開催(2回) ○駐車場拡張整備 ○道路案内看板設置 ・埋蔵文化財センターからキウス周堤墓群への経路上に3か所	

## (2) 千歳市民まちづくりアンケート調査結果(千歳市での暮らしについての「満足度」と「重要度」)



## アンケート結果の比較分析

文化財や史跡の伝承保存について、平成26年との比較では重要度の評価が上昇している。この理由として、史跡キウス周堤墓群を構成資産に含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産登録を目指していることから、歴史や文化について市民の注目が集まっていることが考えられる。埋蔵文化財センターは平成22年以降、千歳の歴史や文化とふれあう拠点施設として、常設展示や講演会、体験学習会、企画展の開催等多くの文化財の普及に係る取り組みを進めてきた。このような取り組みが、市民の文化財に対する理解の深まりや興味に大きく影響しており、今後も普及啓発事業のさらなる拡充が求められており、市民から期待されているものと理解される。

(3) 施策分野の現状と課題																																
現状と課題																																
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月に千歳市埋蔵文化財センターが開設され、千歳の自然、歴史、文化にふれあう拠点施設として、埋蔵文化財をはじめとする文化財を市内外の見学者に公開している。団体見学においては、希望があれば職員による解説にも応じている。</li> <li>市民の理解をより深めるために、常設展示に加え、毎年テーマを変えた企画展を開催しているほか、公開講座(講演会)を年2回実施している。</li> <li>古代の人々の生活にふれる土器・石器づくり、勾玉づくり等の体験学習会を実施しており、児童をはじめとする市民が興味を持って参加してもらえるようなイベントを企画している。</li> <li>市内の文化財への理解をさらに深めることを目的として、広報資料(パンフレット、展示解説シート等)を作成し、配布している。</li> <li>平成25年から遺跡の広がりを確認するため、キウス周堤墓群の史跡指定範囲の周辺部で部分的に発掘調査を行い、平成31年度に事業総括報告書を作成、刊行した。</li> <li>令和2年度にキウス周堤墓群の保存と活用の指針となる「史跡キウス周堤墓群保存活用計画」を策定し文化庁の認定を得た。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>埋蔵文化財センターの企画展、講演会や体験学習会の見学者・参加者の人数は、平成31年度には多少持ち直したものの、平成27年度から若干の減少傾向にある。見学者・参加者のさらなる増加のためには、企画展や講演会、体験学習会のPR(チラシ配布、ポスター設置、タウン誌への掲載依頼、HPへの投稿等)を徹底し、市民が体験学習会により参加しやすくなる工夫などが必要である。</p>																																
2 成果指標の達成状況		「前年度との比較」 R1実績値とR2実績(見込)値との比較					「R2目標達成見込」																									
		◎:よくなった、○:維持、×:悪くなった、—:比較ができない					◎:目標達成に向け順調に推移、△:目標達成が遅れる可能性有、×:目標達成は難しい																									
成果指標	指標名	指標の内容	単位	基準値	H27 現状値	R2 目標値	実績(見込)値					前年度 との比較	R2目標 達成見込																			
							H28	H29	H30	R1	R2																					
1	郷土の自然、歴史、文化を学ぶ機会数	体験学習、企画展、講演会、出前講座などの開催数	回	10	34	20	27	29	29	32	24	×	◎																			
							<p>成果指標1の推移</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>基準値</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> <tr><td>実績値</td><td>10</td><td>27</td><td>29</td><td>29</td><td>32</td><td>24</td></tr> <tr><td>H27 現状値</td><td>—</td><td>34</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>R2 目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>20</td><td>—</td></tr> </table>							項目	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	実績値	10	27	29	29	32	24	H27 現状値	—	34	—	—
項目	基準値	H28	H29	H30	R1	R2																										
実績値	10	27	29	29	32	24																										
H27 現状値	—	34	—	—	—	—																										
R2 目標値	—	—	—	—	20	—																										
2																																
3																																
4																																
5																																
参考指標																																

3 施策を構成する事務事業の評価		「種類」事務事業の種類						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業：市民・団体等に対し市が独自に実施する事業</li> <li>・施設管理事業：市の施設、道路、公園、河川等の維持管理事業</li> <li>・経常的事務：法令等による義務的事務、内部管理事務、市有地等管理事務</li> <li>・ハード事業：市の施設や道路の建設等、社会資本整備事業</li> <li>・法定受託事務：地方自治法に定められた法定受託事務（本来は国・北海道が行う事務を市が請け負っている事務）</li> </ul>						
番号	事務事業名	種類	事務事業の内容	施策目標を達成するための取組			事業費(千円)	
	担当課係			現状と課題、施策目標達成に向けた改善案等	施策における優先度貢献度	今後の方向性	予算	直接経費のみ
1	文化財普及啓発事業	自主事業	地域の自然・歴史・文化を理解するための企画展、公開講座、体験学習会等の普及啓発事業の見学者・参加者の増加を図るため、周知方法、実施回数や時期、内容について検討する。	企画展や公開講座(講演会)、体験学習会等の普及啓発事業の見学者・参加者の増加を図るため、周知方法、実施回数や時期、内容について検討する。	非常に高い	現状のまま継続	R2	2,631
	教育部埋蔵文化財センター調査係						R3	3,572
2	指定史跡保存管理業務	経常的事務	国指定史跡、市指定史跡において、下草刈り、枝落し、倒木・掛木の処理、清掃の環境整備を行う。	キウス周堤墓群の環境整備は市民団体に依頼しており、地域住民が業務を担うことで、市民の郷土への意識を高めることに寄与する。	高い	現状のまま継続	R2	1,414
	教育部埋蔵文化財センター管理係						R3	1,787
3	埋蔵文化財センター管理業務	施設管理事業	文化財普及活動の拠点施設である埋蔵文化財センターの清掃、設備機器等保守、施設維持補修を行う。	千歳の自然・歴史・文化とふれあう拠点施設として、その重要度は高く、今後も維持管理を継続する。展示・収蔵する文化財の保全のために、老朽化した箇所については必要に応じて対処する。	高い	現状のまま継続	R2	6,669
	教育部埋蔵文化財センター管理係						R3	6,438
4	国指定史跡整備事業	自主事業	キウス周堤墓群の今後の整備の基本方針となる整備基本計画を策定する。	市民が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であるキウス周堤墓群の価値を理解し、次世代に継承するためには、整備基本計画に基づき、各種設計を行ったうえで、段階的に整備を進めていく必要がある。	高い	拡大	R2	15,207
	教育部埋蔵文化財センター管理係・調査係/主幹(国指定史跡担当)						R3	19,903
5							R2	
							R3	
6							R2	
							R3	
7							R2	
							R3	
8							R2	
							R3	
9							R2	
							R3	
10							R2	
							R3	
事業費		R2予算額	直接経費	25,921 千円				
			市民一人当たりコスト	267 円				
		R3予算額	直接経費	31,700 千円				
			市民一人当たりコスト	326 円				

4 施策の評価

<p>「事業構成の妥当性」</p> <p>A: 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)。          B: おおむね効果的な事業構成である(一部見直し等の余地がある)。          C: あまり効果的な事業構成ではない(見直し等の余地が大きい)。</p>	<p>「施策の成果・進捗状況」</p> <p>A: 十分な成果が得られている(進捗状況は順調である)。          B: おおむね成果が得られている(進捗状況はおおむね順調である)。          C: 期待した成果が得られていない(進捗状況は遅れている)。</p>	<p>「施策内容の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため、)          拡充: 事務事業内容を拡大・充実させる。          維持: 事務事業内容の水準を維持する。          縮小: 事務事業内容を縮小する。</p>	<p>「実施コスト(=予算、人件費)の方向性」</p> <p>(施策目標達成のため、)          重点化: 事務事業のコストの重点化を図る。          維持: 事務事業のコストは現状を維持する。          効率化: 事務事業のコストを抑制する。</p>
--	--	--	--

(1) 施策内容の評価(事業構成の妥当性と施策の成果・進捗状況)

① 事業構成の妥当性

A

② 施策の成果・進捗状況

B

評価理由・問題点

【事業構成の妥当性】  
 文化財普及啓発事業は企画展や公開講座、体験学習を通して、千歳市の自然、歴史、文化にふれ、学ぶことができる場を提供し、市民が自然や歴史、文化を知ることにより、郷土を考える機会を拡充するとともに各種の普及啓発を図る事業構成であることから、妥当であると考え。  
 指定史跡保存管理業務は指定史跡の保存・管理を行い後世に伝え、公開と活用を図るとともに、さらに地域住民に業務を担ってもらうことで、郷土への意識を高める効果もある。  
 国指定史跡整備事業は、キウス周堤墓群の公開・活用、世界遺産登録に向けた施設整備を目的としており妥当である。  
 最後に埋蔵文化財センター管理業務は、市民への普及啓発の拠点施設であるセンターの維持管理を通して、施策の全体の目的達成に貢献する。

【施策の成果・進捗状況】  
 普及啓発事業における体験学習会、講演会、企画展の来場者・参加者は平成27年度以来、若干の減少傾向にあった。そのため令和2年度は気軽に参加しやすい体験学習会として「縄文まつり」の実施回数を増やし、市民の関心を引きやすい身近なテーマの企画展を実施したところ、これらの参加者は大きく増加し、成果が見られた。しかし新型コロナウイルス感染症の影響により行事全体の実施回数や定員は減少を余儀なくされたため、合計参加者は前年度よりも減少する結果となった。今後も内容や開催時期等についての見直しや再検討は継続して行う必要がある。また、各行事のPR方法についても、適宜見直しを図り、多くの市民に参加してもらえるよう周知を徹底する。これらの事業はキウス周堤墓群や縄文遺跡群への市民の関心をさらに高めることにつながることから重要な施策として継続する必要がある。

(2) 総合評価(上記①・②の評価結果を踏まえた部次長評価)

① 施策内容の方向性

拡  
充

② 実施コストの方向性

重  
点  
化

総合評価に係る評価理由・所見など

文化財を確実に将来へ継承していくためには、その価値と重要性の普及啓発が必要であり、妥当な事業構成となっている。引き続き普及啓発に努めるとともに、効果的な企画展示会の開催に向けて、開催時期等を検討する必要がある。  
 また、国指定史跡キウス周堤墓群の公開・活用については、順調に進めば令和3年度にも世界文化遺産に登録されることから、急増すると予測される見学者に対応するために暫定整備を早急に進めるとともに、整備基本計画や各種設計を策定し、施設整備を早期に実施する必要がある。

\*\*\*\*\*

市民行政アセス(市民評価会議)

(1) 総 評	一次評価については、担当課とのヒアリングを通じて、実施内容・評価内容を確認した結果、妥当であると判断する。
(2) 総合評価	理由・意見
① 施策内容の方向性	<p>理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財の保護とその公開について、長年の取組の成果がイコモス勧告に結びついたものと考えられ評価できる。</li> <li>・ 今後は利用価値の創出や市民理解の醸成に向けて更なる事業推進が重要であるとともに、その費用についても重点化する必要がある。</li> </ul> <p>意 見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キウス周堤墓群の魅力や価値創出に向け、他自治体との更なる広域的な関係構築に努めることが重要である。</li> <li>・ 市民協働を進めるなど、市民の理解を高め、市民と共に推進する施策展開が必要である。</li> <li>・ 観光資源としての利活用など新たな取組みを検討して欲しい。</li> <li>・ キウス周堤墓群に限らず、他の史跡・遺跡、支笏湖、アイヌ文化、グリーンツーリズム等、庁舎内外の連携した取組を行うべきである。</li> </ul>
② 実施コストの方向性	
拡 充	
重 点 化	

## 2 令和3年度 千歳市市民評価会議委員名簿

(敬称略)

区 分 (分 野)	氏 名	所 属 団 体	備 考
学識経験者	やまなか あきお 山 中 明生	公立千歳科学技術大学	会長
住民の意見を 代表する者 (総合調整)	たてうち みゆき 蓼 内 深雪	千歳市市民協働推進会議	
住民の意見を 代表する者 (生活福祉)	やまきた たけし 山 北 武	千歳市社会福祉協議会	
住民の意見を 代表する者 (地域経済)	ますこ ひろゆき 増子 洋行	千歳市商店街振興組合連合会	
住民の意見を 代表する者 (教育文化)	きた やすひろ 喜多 康裕	千歳市PTA連合会	
公 募	よしだ じゅんいち 吉田 純 一	—	副会長
公 募	はた ゆき 秦 由基	—	

### アドバイザー

氏 名	所 属 団 体
しのはら しんじ 篠原 辰二	特定非営利活動法人 Facilitator Fellows (ファシリテーター フェローズ)

## 千歳市市民評価会議設置要綱

### (設置)

第1条 市の施策及び事業について、市民の視点に立ち評価を行うことにより、評価の客観性及び透明性を確保し、もって効率的な行政運営を推進するため、千歳市市民評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 評価会議は、市の施策及び事業の評価に関する事項について調査審議する。

### (組織)

第3条 評価会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 評価会議には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 評価会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第6条 評価会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 評価会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に評価会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 評価会議は公開する。ただし、公開することにより評価会議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合その他相当の理由があると会長が認めた場合は、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、千歳市企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日市長決裁)

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。